

鎌倉生涯学習センターホール機構管理運営基本業務委託仕様書

1 施設の概要

- (1) 名称 鎌倉生涯学習センター（昭和 57 年 6 月 30 日開館）
（鎌倉生涯学習センター平面図参照）
- (2) 所在地 鎌倉市小町一丁目 10 番 5 号
- (3) 建物構造 地下 2 階、地上 4 階及び屋上 鉄筋コンクリート造
- (4) ホール 286 席（固定席 280 席 車椅子席 6 席）

2 施設の状況

平成 30 年 12 月 28 日から契約期間満了まで休館中

3 業務の内容

ホール舞台機構設備、照明設備、音響設備及び映写機設備（鎌倉生涯学習センターホール機材リスト参照）の保守点検業務

令和 2 年（2020 年）4 月～8 月毎月 1 日間

令和 2 年（2020 年）9 月 8 日間

次の業務を行う。

- (1) 照明、音響、舞台機構の調整、点検、動作テスト
- (2) 設備・備品の調整及び修理
- (3) 照明機器等消耗品等の交換
- (4) その他必要な業務

4 ホール機構技術者の配置等

(1) 人員

主任技術者 1 名を配置すること。

(2) 要件

ア 16 ミリ映写機操作技術の認定・1 級照明技術者（日本照明家協会）・舞台機構調整技能士 1 級（日本音響家協会）資格を有すること。

イ 照明、音響、舞台、映写等各分野の業務全てに対応できること。

(3) 勤務時間

1 日の勤務時間は 8 時間とし、午前 9 時から午後 5 時の勤務とする。

5 書類帳簿

現場には、次の帳簿を備えつけるものとする。

- (1) 業務日誌
- (2) その他必要な書類

6 損害賠償

ホール機構技術者は、業務の実施にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害賠償するものとする。

7 その他

- (1) 設備機器の保守点検にあつては、常に設備の良好な状態を保ち、事故防止に努めなければならない。
- (2) 立入禁止区域に部外者を立入りさせてはならない。
- (3) 原則として、施設管理者の指示に従うものとし、仕様書に記載のない事項について双方協議し行うものとする。
- (4) 契約期間の終了若しくは、契約の解除により次期契約者に業務を引き継ぐ場合は円滑な引き継ぎを実施するとともに、費用が発生した場合は、基本的に前契約者の負担とする。
- (5) 受注者は主任技術者の氏名及び住所並びに資格を証明する書類を付した経歴書を発注者に届けなければならない。従業員を変更したときも同様とする。
- (6) 受注者は毎月の出勤予定表を前月末日まで（令和2年4月分を除く）に提出するものとする。

鎌倉生涯学習センターホール機構管理運営業務委託（基本契約を超える部分）仕様書

1 施設の概要

- (1) 名称 鎌倉生涯学習センター
- (2) 所在地 鎌倉市小町一丁目 10 番 5 号
- (3) 建物構造 地下 2 階、地上 4 階及び屋上 鉄筋コンクリート造
- (4) ホール 286 席（固定席 280 席 車椅子席 6 席）

2 開館時間及び休館日

開館時間・・・午前 9 時～午後 10 時

休館日・・・毎月最終月曜日（ただし 12 月は 28 日）及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）

3 業務の内容

(1) ホール機構運転管理業務

ア 舞台操作盤、綱元、調光卓、音響調整卓、映写機、照明等主要設備の操作及びその他設備機器操作全般の指導・監督

- イ 設備機材の設置
- ウ 利用者が設備機材を設置する場合の指示・監督
- エ 機材及び物品の搬入方法等の指示及び補助
- オ 利用後の機器の撤去、復元作業及び作業の指導
- カ 出演者・利用者の避難誘導及び防災業務
- キ 終了時の火気点検、戸締りの確認
- ク その他ホール機構運転に必要な業務

(2) 保守点検業務

毎月 1 回及び使用状況に応じて随時、次の業務を行う。

- ア 照明、音響、舞台機構の調整、点検、動作テスト
- イ 設備・備品の調整及び軽微な修理
- ウ 照明機器等消耗品等の交換（消耗品は発注者が用意する）
- エ その他必要な業務

(3) 打合せ業務

利用者との事前打合せ会に出席し、次の業務を行う。

- ア 技術的事項の打合せ
- イ 利用者に対する助言、指導
- ウ その他必要な業務

4 ホール機構技術者の配置等

(1) 要件

ア 主任技術者はホール機構運転業務について、16 ミリ映写機操作技術の認定・1 級照明技術者（日本照明家協会）・舞台機構調整技能士 1 級（日本音響家協会）を有し、本市、国、他の地方自治体と鎌倉生涯学習センターホール（456.59 m² [286 席]）と同等、又はそれ以上のホール施設における舞台機構設備、照明設備、音響設備及び映写機設備の運転管理業務及び保守管理業務を 10 年以上、実施している実績を有すること。

副主任技術者は、16ミリ映写機操作技術の認定の資格を有し、主任技術者の補佐をすること。

イ 照明、音響、舞台、映写等各分野の業務全てに対応できること。

(2) 勤務時間

鎌倉生涯学習センターホール機構管理運営基本業務委託（長期継続契約）契約書の仕様書に規定する常駐者の勤務時間（休館日を除く。）である8時間を超える部分及び常駐者2名の他に臨時技術者を派遣した場合の勤務時間とする。

(3) 服務

従事者は服務の遂行に当たっては、名札を着用するとともに、常に清潔に保つこと。

5 書類帳簿

現場には、次の帳簿を備えつけるものとする。

(1) 業務日誌

(2) その他必要な書類

6 損害賠償

受注者は故意又は過失により設備、機器及び器材等に損傷を与えた場合は、受注者の負担により、速やかに原状復元するものとする。また、発注者若しくは第三者に損害を与えたときは、受注者は発注者若しくは第三者に対し、一切の賠償の責めを負うものとする。

7 秘密の保持

本契約によって知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。

8 その他

(1) 設備機器の保守点検にあつては、常に設備の良好な状態を保ち、事故防止に努めなければならない。

なければならない。

(2) 立入禁止区域に部外者を立入りさせてはならない。

(3) 原則として、施設管理者の指示に従うものとし、仕様書に記載のない事項については双方協議し行うものとする。

(4) 契約期間の終了若しくは、契約の解除により次期契約者に業務を引き継ぐ場合は円滑な引き継ぎを実施するとともに、費用が発生した場合は、基本的に前契約者の負担とする。

(5) 受注者は主任技術者及び副主任技術者等の氏名及び住所並びに資格を証明する書類を付した経歴書を契約締結後、速やかに発注者に届けなければならない。従業員を変更したときも同様とする。

(6) 発注者は、従事者が執務する部屋を用意し、イス等を提供するものとする。

又その部屋で使用する必要な光熱水費については発注者の負担とする。

9 契約期間

契約期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までとする。

10 その他

新型コロナウイルスの影響により、発注者が業務の中止又は縮小を決定し、受注者に対して、その旨を通知した場合には、契約に基づく業務の履行を直ちに中止又は縮小し、必要に応じて原状回復をするものとする。

また、契約金額の定めにかかわらず、業務中止又は縮小後は発注者及び受注者双方で協議の上、発注者は、受注者が中止又は縮小するまでに履行した業務に要した費用及び原状回復に要した費用のみを支払うものとする。